

# 岡山県大規模小売店舗立地審査会設置要綱

## (設置)

第1条 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）に基づく大規模小売店舗の立地に関し、その周辺地域の生活環境の保持を適切に行うため、岡山県大規模小売店舗立地審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 審査会は、知事の諮問に応じ、法に基づき立地する大規模小売店舗及び附帯施設の配置及び運営方法について配慮すべき事項を審査する。

## (組織)

第3条 審査会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (回議)

第6条 審議会の会議が定足数に達せず、再度会議を招集するいとまがないときその他会長が必要と認めるときは、委員の全員に回議した上、会長の決定により会議の議決に代えることができる。

- 2 前項の規定による処置については、会長は、次の会議においてこれを審査会に報告しなければならない。

## (庶務)

第7条 審査会の庶務は、産業労働部経営支援課において行う。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。